

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

令和7年5月1日 (小070501)

1. 施設の概要

- | | |
|---------|--------------------|
| ①事業者の名称 | 医療法人 平成会 |
| ②法人種別 | 医療法人 |
| ③代表者氏名 | 理事長 平木 章夫 |
| ④施設の名称 | 小規模多機能ホーム さんらいふ 早島 |
| ⑤施設の所在地 | 岡山県都窪郡早島町早島2868番地3 |
| ⑥管理者名 | 清水 真紀子 |
| ⑦電話番号 | 086-482-2110 |
| ⑧FAX番号 | 086-482-3110 |
| ⑨法人内事業所 | |

事業所名	介護保険事業所番号		利用定員 (登録定員)
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設 サンライフ倉敷(入所・短期入所)	H12.4.1	3350280099	100人
通所リハビリテーション	H12.4.1	3350280099	60人
訪問リハビリテーション	R4.1.1	3350280099	
介護老人保健施設 サンライフ倉敷 (通所型短期集中予防サービス)	H30.10.1	33A0200070	10人
訪問看護ステーション サンライフ倉敷	H12.4.1	3360290104	
サンライフ倉敷 ケアプランセンター	H11.10.1	3370200135	
ヘルパーステーション サンライフ倉敷	H12.4.1	3370200754	
デイサービスセンター さんらいふ	H12.4.1	3370201265	30人 (12/30～12/31 10人)
グループホームひまわりの家 下庄	H13.4.1	3370202173	9人
グループホームひまわりの家 三田	R3.7.1	3390201733	18人
倉敷市倉敷北高齢者支援支援センター	H18.4.1	3300200106	
通所介護事業所 さん・じむ 下庄	H29.5.1	3370208161	25人
小規模多機能ホーム さんらいふ 下庄	H29.5.1	3390201337	登録29人/通い18人/宿泊9人
小規模多機能ホーム さんらいふ 早島	R6.6.1	3372600357	登録29人/通い18人/宿泊9人
介護付有料老人ホーム さんらいふ	R2.4.1	3370208450	50人
看護小規模多機能ホーム さんらいふ 生坂	R2.9.1	3390201659	登録29人/通い18人/宿泊9人
看護小規模多機能ホーム さんらいふ 三田 さてらいと	R4.4.1	3390201808	登録18人/通い12人/宿泊4人
通所介護事業所 さん・じむ 生坂	R2.12.1	3370208989	25人

2. 事業の目的

介護保険法に基づき、要介護者、要支援者について、できるだけ住み慣れた地域で生活出来るよう、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ、自宅で出来るだけ自立した生活が継続出来るようにします。

3. 運営の方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援します。

4. 登録定員

29名 (通い定員 18名 ・ 宿泊定員 9名)

5. 宿泊室等の概要

宿泊室等の概要	備考
居室・設備の種類	全室個室(ベッド・エアコン・ナースコール完備) 9部屋
居間・食堂	61.74㎡
浴室	一般浴槽
トイレ	3箇所
消防設備	自動火災報知機、非常通報装置、誘導等、スプリンクラー、消火器

6. 実施地域

早島町

7. 営業日、営業時間

営業日 365日
 通いサービス提供時間 基本時間 9時～16時まで
 宿泊サービス提供時間 基本時間 16時～9時まで
 訪問サービス提供時間 24時間

8. 従業員について

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1人		統括管理(介護職員と兼務)
介護支援専門員	1人		サービスの調整・相談業務(介護職員と兼務)
介護職員	5人以上	1人以上	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1人以上	1人以上	健康チェック等

9. 職員(主たる職員)の職種及び勤務体制

従業員の職種・人数	勤務体制
管理者	主な勤務時間 8:30～17:30
介護支援専門員	
介護職員	早出 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅出 10:30～19:30 夜勤 16:30～9:30
看護職員	8:30 ～ 17:30 、 8:30～12:30 13:30～17:30 (週5日程度勤務)

10. 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者様が住み慣れた地域の生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成する為の具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
		2 利用者様に応じて作成した介護計画について、利用者様及びその家族様に対して、その内容について説明し同意を得ます。
		3 計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者様に交付します。
		4 作成に当たっては、利用者様の心身の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1 利用者様の心身の状況等を的確に把握し、利用者様・家族様の相談に適切に応じ、支援を行います。
通い・宿泊サービスに及ぼす内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者様に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
		2 排泄の介助 介助が必要な利用者様に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。
		3 見守り等 職員による見守りに加え、介護機器等も必要に応じて導入し、利用者様の安全確保を行います。介護機器等について、使用方法や講習、ヒヤリ・ハット事例等の周知、再発防止策等を行います。
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者様の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者様の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
		2 レクリエーションを通じた訓練 利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

宿 通 泊 い サ ー ビ ス に 及 び す る 内 容	入浴サービス	1	入浴の提供及び介助が必要な利用者様に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(体を拭く)、洗髪などを行います。
	食事サービス	1	食事の提供及び、食事の介助を行います。
		2	食事は食堂でとっていただくよう配慮します。
		3	身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1	事業者が保有する車により、利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす、または歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪 問 サ ー ビ ス に 関 す る 内 容	身体介護	1	排泄介助 排泄の介助・おむつ交換を行います。
		2	食事介助 食事の介助を行います。
		3	清拭等 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(体を拭く)、洗髪等を行います。また日常的な行為としての身体整容を行います。
		4	体位変換 床ずれ予防の為、体位変換を行います。
	生活介助	1	買い物 利用者様の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
		2	食事 利用者様の食事の支援を行います。
		3	住居の掃除 利用者様の居室の掃除や整理整頓を行います。
		4	洗濯 利用者様の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1	利用者様の安否確認等を行います。

11. 利用料(別紙参照)

(1) 基本料金

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

別紙の利用料金表によって、利用者様に要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい(サービス利用料金は利用者様の要介護に応じて異なります)月ごとの包括料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書に定めた期日より利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

＊登録日…利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、「通い」「訪問」「宿泊」のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

＊登録終了日…利用者様と事業所の利用契約を終了した日。

(注)利用者様に提供する食事及び宿泊に係る費用は別となります。

☆短期利用居宅介護について

宿泊室に空きがある場合には、登録定員に空きがある場合であって緊急やむを得ない場合など、一定の条件下において、登録定員以外の短期利用を可能としています。

- ・登録者の数が登録定員未満であること
- ・利用者様の状態や利用者様の家族様等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することを認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ・利用の開始に当たって、予め7日以内(利用者様の日常生活上の世話をを行う家族様の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。
- ・指定に定める従業員の員数を置いていること。

(2)加算料金

要件を満たす場合、加算されます。

(3)その他の料金

基本料金、加算料金以外に別途利用料金の金額が利用者様の自己負担となります。

12. 利用料金お支払い方法について

- 請求書は月末締め翌々月10日までにお渡し致します。
請求金額は、トマト銀行は翌々月20日、中国銀行は翌々月17日に指定の口座から振替致します。
(17日、20日が土・日・祝日の場合は翌営業日)
尚、残高不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月請求分と合算して振替致しますのでご了承下さい。
- 利用料その他支払うべく費用を、正当な理由なく2ヶ月分以上口座振替できなく、その支払いを督促したにも関わらず、全額の支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払い頂くことがあります。
尚、領収書の再発行は致しませんので、大切に保管下さい。
- 介護保険証、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、障害者手帳に変更のあった場合には、速やかに届け出てください。

13. 地域との連携について

- ① 運営にあたっては、地域住民やその活動との連携及び協力を行う等、地域との交流や相談体制が構築できるよう努めます。
- ② 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者様、利用者様の家族様、地域住民の代表者、本事業所が所在する、圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね2ヶ月に一度以上、運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

14. 身体拘束について

当事業所は、身体的拘束その他、利用者様の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者様又は、他利用者様等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
その場合は、理由を利用者様本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者様代理人に報告します。
身体拘束適正化の指針に基づき定期的な委員会の開催・指針の整備・研修の実施に努めます。

【 身体拘束適正化・高齢者虐待等防止担当者：森岡 真弓 】

15. 虐待について

当事業所は、人権の擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 必要に応じ成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- ④ 個別計画書に作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑤ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ 高齢者虐待の発生防止の為に定期的な委員会の開催・指針の整備・研修の実施に努めます。

【 身体拘束適正化・高齢者虐待等防止担当者：森岡 真弓 】

16. 事故発生時の対応

- ① 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置をとります。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、サービスの提供に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
当事業所は、万一の場合に備え、事故賠償責任保険に加入しています。
- ③ 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底する等、再発防止策を講じます。

【 安全対策担当者：大坂 美和 】

17. 感染症対策

当事業所では、毎月感染症対策委員会を開催し、感染症の発生及び蔓延等に関する取組を徹底します。又、指針を整備し、研修等に加え、訓練の実施をします。

【 感染症対策担当者 ： 葛原 道子 】

18. 苦情受付窓口について

当事業所は、利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設けています。サービス内容や職員の対応等につきまして、ご意見等がございましたら、ご遠慮なく窓口の方までお申し出下さい。

〔苦情相談窓口〕

当事業所は、利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応する苦情受付窓口を設ける。

小規模多機能ホーム さんらいふ 早島	所在地	都窪郡早島町早島2868-3
	担当者	清水 真紀子
	電話番号	086-482-2110
	受付時間	8:30 ～ 17:30

早島町役場 健康福祉課 介護保険係	所在地	都窪郡早島町前潟360-1
	電話番号	086-482-2483
	受付時間	8:30 ～ 17:15(月曜日～金曜日)

岡山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理	所在地	岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	8:30～17:00(月曜日～金曜日)

19. 個人情報保護相談窓口

〔個人情報保護相談窓口 ： 管理者 清水 真紀子 〕

当事業所は、個人情報の保護に関しまして、適正な取り扱いを行うよう取り組んでいます。個人情報保護相談窓口を設けておりますので、ご質問・ご相談等ございましたらお気軽にお申し出下さい。

個人情報の利用目的

小規模多機能ホーム さんらいふ 早島では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者様等に提供する介護サービス等
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －利用開始、終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者様の介護・医療サービスの向上（国のDBであるL I F Eの情報提出）

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者様へのサービス提供等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族様等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

〔当事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

20. 協力機関について

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人平成会 サンライフクリニック
所在地	倉敷市下庄701番地10
電話番号	(086)464-5111

医療機関の名称	医療法人 水清会 水島第一病院
所在地	倉敷市神田2丁目3番33号
電話番号	(086)444-5333

医療機関の名称	医療法人 岡山水清会 岡山水清会病院
所在地	岡山市北区西花尻1231-1
電話番号	(086)293-3355

医療機関の名称	一般社団法人 都窪歯科医師会
所在地	岡山市南区大福950-6 (あいの里クリック・歯科)
電話番号	(086)281-6638

介護老人保健施設連携施設

名称	介護老人保健施設 サンライフ倉敷
住所	倉敷市下庄700番地1
電話番号	(086)462-7111

21. (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者様又は家族様からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者様又は家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者様の同居家族様に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者様の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為(利用者様又は第三者等の生命や身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者様又は家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

22. その他

- 当事業所、職員へのお心遣いにご遠慮させていただきます。
- 金品に関しては、当事業所ではお預かりできません。事業所内での問題を防ぐため、所持金をお持ちにならないようご協力をお願い致します。やむを得ず、所持金をお持ちになる場合には、自己管理とさせて頂き、金銭に関する問題は当事業所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- 原則として担当者の選定はできません。
- 感染予防の為、訪問前後の手洗い場の提供にご協力お願い致します。
- あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は、利用者様又は事業所の都合、天災、交通事情等により変更又は中止する場合があります。その場合は、早目の連絡を入れるよう努めさせていただきます。
- 当事業所では、事業所内に限らず、利用者様又はその家族様等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応します。そのための相談窓口の設置を行い、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
(別途ハラスメント対策に関する指針に定める)

23. 非常災害時の対策

当事業所は、常に非常災害に備え、機器を維持すると共に、非常災害に関する具体的計画を立てて、これを従業者に徹底を図り、年間2回以上、非常災害想定訓練を実施し、地域住民の参加が得られるように連携していきます。

〔 防火管理者 ： 森岡 真弓 〕

24. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施します。

- 災害の状況により出来る限りの安全を確認、確保した上で、訪問を打ち切る事もあります。実際に地震等の災害が発生した場合は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法をご家族と事前に話し合っておいて下さい。

_____ 様 家族様が考えられている非常災害対策をご記入下さい。

非常災害時のキーパーソンは、 どなたでしょうか？	
様、家族様が非常災害時に 考えられている避難場所はどこでしょうか？	

その他、ご不明な点は、ご遠慮なく管理者にご相談下さい。
尚、別紙設定料金につきましては、令和6年6月1日現在によるものです。

この重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

< 重要事項説明者 >

事業者	法人名	医療法人 平成会
	所在地	倉敷市下庄700-1
	代表者名	理事長 平木 章夫 ㊞

事業所 小規模多機能ホーム さんらいふ 早島

説明者 職員氏名 _____